

研 究

中国の技術進歩を促す法的基盤の整備

知的財産権制度の発展・特許法第 2 次改正を巡って

韓 金 江

目 次

- . はじめに
- . 中国における知的財産権制度
- 1. 国内立法と国際組織・条約への加盟
- 2. 知的財産権保護の仕組
- 3. 教育と研究活動
- . 特許法の第 2 次改正
- 1. 第 2 次改正の背景
- 2. 改正の内容
- 3. 改正の評価
- . むすび

. は じ め に

知的財産権制度は現代社会の経済発展において、大きな役割を果たしている。とりわけ、知的財産権制度上重要な位置を占める特許制度は、人類の発明成果に対する財産権の保護により技術進歩を促進し、企業活動に関わる経済秩序を安定させる役割を担っている。

今日では、知的財産権制度は一種の技術進歩の促進政策として、研究開発の成果を所有権侵害から保護し、企業に市場競争力を与えることにより技術革新を加速する。このため、知的財産権制度は科学技術の進歩を促進することを目的とし、企業を含む様々な主体間における利益関係を調整する手段となる。また、技術進歩に関わる国際技術移転の運営にとっても特許制度などの知的財産権法律制度が欠かせない条件となっている。したがって、一国の産業発展における技術進歩を検討するために、その知的財産権制度のあり方、および整備状況を明らかにする必要がある。これが本稿の第一の目的である。

中国は 1978 年 12 月に「改革開放」政策を打ち出して以来、速いテンポで発展してきた。経済建設において、改革開放以降は外国の直接投資および先進技術が重要な位置を占めるようになった。しかし、多くの先進国の企業は国際競争力を保つために外国へ直接投資および技術輸出を行う際、以前より知的財産権を重視している。途上国である中国にとって、外資導入は技術導入と同様に外国の技術情報を獲得する重要なロードである。したがって、さらなる発展のための外資導入および技術導入の必要性から、知的財産権制度、特に特許制度の導入が産業発

展のための法的インフラ整備における重要な一環とされた。一方、技術の商品化問題は外国技術導入に関わるものだけでなく、市場経済化改革の進展に伴う国内の技術取引の問題にも関わっている。技術進歩を着実に推進するため、技術の所有権が法律制度により規定、且つ保護されなければならなかった。このように、知的財産権制度の確立が国内外の状況により必要とされたのである。

1983年の商標法の実施以来、特許法、著作権法などの知的財産権法が次々に誕生した。1990年代に入り、政府は社会主義市場経済における企業発展環境を整備し、WTO(世界貿易機関)加盟への準備のため、知的財産に大きな影響力を持つ特許法の改正を行った。そして、2000年8月25日に特許法の第2次改正案が可決され、2001年7月1日から施行されている。

特許法の第2次改正は中国の特許法律制度を国際基準に合うようにした。このような改正は、まさに技術進歩の促進および外資導入の拡大のための法的インフラの整備であり、産業の近代化にとって多大な意味をもつものである。

知的財産権制度に関しては、中国では近年様々な研究がなされている。とりわけ、WTO加盟をめぐって、多くの議論が行われている。その中には、鄭成思および王玉潔などの研究成果がある。一方、日本における中国知的財産権制度に関わる主な研究としては、日本国際貿易促進協会、岡田全啓および朝日奈宗太の著作がある。また、中島敏は近年における知的財産権制度の整備動向を追跡し研究を行っている¹⁾。これまでの研究において、中国の知的財産権制度の評価に関しては、制度における法律の整備状況を中心に行ってきた。しかし、制度を考察する際、関係する法律以外に、その関連する運営の仕組みおよび社会知識基盤に関わる教育と学問研究を含めたシステムとしての総合的なあり方を見る必要がある。これが本稿の第二の目的である。

本稿は、筆者の北京での実地調査も踏まえ、中国における知的財産権制度の発展状況、とりわけ特許法第2次改正を中心にまとめたものである。まず、国内立法と国際組織・条約の加盟、知的財産権保護の仕組および教育と研究活動といった3つの側面から、知的財産権制度の姿を明確にする。そして、特許法第2次改正の背景、改正の主たる内容および改正の評価を検討することによって、特許法改正の成果を明らかにする。以上の検討に基づき、中国の知的財産権制度のあり方および今後の課題を提示したい。

・中国における知的財産権制度

ここでは、商標法、特許法および著作権法などの知的財産権に関わる法律と行政法規を紹介し、知的財産権保護の仕組および教育と研究活動の概況を見ることにする。

1) 日本国際貿易促進協会 [1997]、岡田全啓[1997]、朝日奈宗太[1998]、鄭成思[2000]、王玉潔[2000]および中島敏[2001] (「中国における不正競争行為の規制」, 「WTO加盟と中国知的財産権法」)。

1. 国内立法と国際組織・条約への加盟

(1) 商標法

知的財産権制度において、商標法は最も早く制定され、実施された法律である。1982年8月23日に第5回全人大（全国人民代表大会）常務委員会を経て、1983年3月1日から実施されている。商標法の基本原則は国際的に採用されている方法と基本的に一致するとされている。

1993年2月に、改革開放後の経済発展に対応し、偽造商標のより有効な取り締まり、商標侵害行為の防止、確実な商標権の保護のため、商標法の第1次改正案が第7回全人大常務委員会で通過した。改正された商標法は、商標の保護範囲が拡大され、商品商標以外にサービス商標の登録と管理の規定が追加された。第1次改正を通じて、国際的慣例に完全に一致したとみなされている²⁾。

2001年12月1日には、二回目の改正が行われた。主な改正項目は、立体商標の追加、著名商標の保護強化、権利付与についての司法審査の導入、侵害品であると知り得た上で販売する行為を侵害行為とすること、商標権侵害案件における地方工商行政管理機関の処分権限の変更などである（第4条、第6条など）。今回の第2次改正は、WTO加盟をめぐっての商標制度の強化であり、企業経営環境の整備であろう。中国における商標権侵害を巡っては外国企業から特に苦情が多いところであり、本改正の実行を期待すると共に、その成果を注目していく必要がある。

(2) 特許法

特許制度および特許法は商品経済の発展および科学技術の進歩に伴い、社会経済発展の過程において、特に技術の商品化を伴って出現し、発展してきた。資本主義先進諸国の特許制度はほとんど100年以上の歴史を持つ³⁾。しかし、中国の特許制度は長い市場経済の発展により生まれてきたのではなく、1978年の改革開放政策に応じて、国策の一つとして導入されたのである。中国の特許制度を理解するためには、このような事情を知っておくことが必要となる。

特許制度の誕生

建国初期、1950年に政務院は「保障発明権と専利権暫行条例」（「発明権と特許権の保障暫定条例」）を發布した。その後、長期間実施されたのは1954年から1984年までに發布された5つの発明奨励条例であった⁴⁾。しかし、国家が全ての発明成果を所有したため、重視されたのは発明人に対する奨励であり、発明の保護ではなかった。したがって、1949年から1985年まで

2) 王玉潔等編『WTO法律規則与中国知識産権保護』上海財経大学出版社、2000年、111ページ。

3) 張乃根、陸飛編『知識経済与知識産権法』復旦大学出版社、2000年、49ページ。

4) 張乃根、陸飛編、前掲書、60ページ。

の35年間には、中国大陸には特許制度がなかったと言える。

1984年3月に、中国の最初の特許法が批准され、1985年4月1日に実施された。特許法の公布と施行は中国の知的財産権の保護を発明権の保護にまで拡大し、特許制度の正式な確立を意味している。

特許法の第1次改正

特許保護をさらに国際水準に高めるために、1992年の第7回全人大常務委員会で特許法改正案が通過し、特許法に重要な改正が行われた。これは特許法の第1次改正である。改正の内容は以下の通りである。

第1は、特許保護範囲の拡大である。薬品、化学物質製品、および食品、飲料、調味料のすべての発明に対して、特許権を授与することができるようになった。

第2は、保護期限の延長である。即ち、発明特許は15年から20年に、実用新案は5年から10年に、そして意匠は5年から10年にそれぞれ延長された。

第3は、特許権保護の強化である。特許保護は特許から特許によって製造された製品にまで及んだ。また、特許権のある製品の輸入については、特許権者の同意を得なければならないことになった。

第4は、強制実施許諾条件の調整である。

第1次改正は、中米知的財産権交渉の結果を踏まえ、中国の特許法を全体的に先進国の水準に到達させ、TRIPSと基本的に一致するようになった。

特許法の第2次改正

2000年8月25日に、第2回目の特許法改正案が第9回全人大常務委員会を通過し、2001年7月1日から実施された。第2次改正の内容は比較的多く、35条の条文に及んだ⁵⁾。第2次改正はTRIPSの標準に一致させることだけでなく、特許法を中国の国情に一層適合させるようになったのである。その詳細の説明は本稿の2で行うことにする。

特許登録の進展状況

中国は他の多くの国と比べて特許制度の採用は遅かったが、表1に見るように発展のスピードは急速である。出願件数は1991年には約1.1万件に達し、2000年には約5.2万件と4.7倍に増加している。

5) 「中国専利制度推動科技進步」『人民日報 海外版』2001年6月28日。

表1 中国における特許(発明)の出願・登録状況

単位：件

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
出願合計	11423	14409	19667	19067	21636	28517	33666	35960	36694	51747
国内	7372	10022	12133	11191	10018	11471	12713	13726	15596	25346
職務	3053	3786	4157	3585	2993	3488	4248	4618	6009	12609
非職務	4319	6236	7976	7606	7025	7983	8465	9108	9587	12737
国外	4051	4387	7534	7876	11618	17046	20953	22234	21098	26401
職務	3768	4021	6972	7431	11045	16329	20003	21351	20245	25334
非職務	283	366	562	445	573	717	953	883	853	1067
登録合計	4122	3966	6528	3883	3393	2976	3494	4733	7637	12683
国内	1311	1386	2606	1659	1530	1383	1532	1655	3097	6177
職務	937	962	1737	1035	932	825	912	954	1685	2824
大学	295	308	506	285	258	228	256	243	425	652
研究機構	365	344	576	354	304	247	316	337	543	910
企業	217	224	432	231	205	187	170	182	462	1016
機関団体	60	86	223	165	165	163	170	192	255	246
非職務	374	424	869	624	598	558	620	701	1412	3353
国外	2811	2580	3922	2224	1863	1593	1962	3078	4540	6506
職務	2618	2380	3670	2100	1748	1497	1889	2949	4295	6222
非職務	193	200	252	124	115	96	73	129	245	284

出所：『中国科技統計年鑑』2000年版、および『中国統計年鑑』2001年版。

登録件数は、1991年は4122件で、以後同水準に推移したが、1998年以降増加傾向が見られ、2000年には12683件と3.1倍に急増した。90年代の国内の特許登録で特徴的なことは、一つには、企業の登録が少なく、中国の研究開発を中心的に担っていることを反映して大学、研究機構の比重が高いことである。ただ2000年には企業の登録が急増しており、初めて研究機構の登録件数を超えている。これは、法的インフラの整備により技術進歩の主体が企業へ変化しつつあることを示しているのであろう。その今後の変化も予想される。二つには、非職務すなわち個人発明が増加し職務発明を越える件数になっていることである。これは、特許権に対する認識の広がり、発明者保護の動きと密接に関連していると思われる。

一方国外（非居住者）の特許登録は、全体の60%を占め、中国での特許取得に対する外国資本の関心の高さを示している。ちなみに1997年の国別登録状況を見ると⁶⁾、第1位が日本（594件）、ついでアメリカ（535件）であるが、出願では第1位アメリカ（17431件）、ついで日本（8671件）の順で、そのうちアメリカが外国人特許登録で日本を越すことは明らかであろう。

6) WIPO, *Industrial Property Statistics*, 1997.

このように中国の特許登録件数はなお先進工業国の水準に比較すれば少ないが、外国資本にとっては今後の市場拡大を見込んで重要な意義を持っており、特許制度改正の内容も注目されるところである。

(3) 著作権法

最初の著作権法は1990年9月7日に第7期全人大常務委員会で採択され、1991年6月から実施されたものである。その保護範囲は文字、口述、音楽、芝居、舞踊、演芸、美術、撮影、映画、テレビドラマ、ビデオ画像、図形などの各種の作品を含んでいる。これらに加えて、コンピュータソフトも挙げられている。1992年に、中国は「ベルヌ条約」と「万国著作権条約」に参加した。同年、国務院はこれらの国際条約を有効に実施するために「国際著作権条約を実施する規定」を發布した。

2001年10月27日の第9回全人大常務委員会第24期会議において、著作権法の改正案が可決され、即日公布且つ施行された。これにより、前述の特許法および商標法の第2次改正に加え、中国における知的財産権制度に関するWTO加盟に向けたTRIPS協定に対応するための準備作業は一通り整ったと思われる。

(4) その他の法律および行政法規

その他の法律および行政法規としては、コンピュータソフト保護条例(1991年に実施され、2001年に改正された「中華人民共和国計算機軟件保護条例」)、不正競争防止法(1993年の「反不正競争法」)、知的財産権税関保護条例(1995年の「中華人民共和国知識産権海関保護条例」)、植物新品種保護条例(1997年の「中華人民共和国植物新品種保護条例」)があり、また知的財産権に関連する法律としては、1986年の民法と1997年に修正された刑法がある。

(5) 国際組織及び条約の加盟

1970年代の末頃から、中国は関係国際組織(WIPO)に接触し、積極的にその活動に参加してきた。表2は中国が加盟した国際組織と条約である。様々な国際条約への加盟によって中国の知的財産権制度が強化され、制度の国際化も一定の進展を遂げたと思われる。

2. 知的財産権保護の仕組

中国では、知的財産権に関する侵害紛争の解決には、行政部門を経由する行政ルートおよび人民法院(裁判所)を経由する司法ルートの2つの方法がある。行政部門は中央と地方に分けられている。特許権保護を担う行政部門としては、中央の国務院専利行政部門(国務院特許行政部門)に所属する国家知識産権局(国家知的財産権局)と地方の専利工作管理部門(特許業務管理部

表 2

加盟時間	加盟組織，あるいは条約
1980年6月（3日）	世界知的所有権機構（WIPO）
1985年3月（19日）	工業所有権の保護に関する国際条約（パリ条約）
1989年10月（4日）	標章の国際登録に関するマドリッド協定（マドリッド協定）
1992年10月（15日）	文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
1992年10月（30日）	万国著作権条約
1993年4月（30日）	許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約
1994年1月（1日）	特許協力条約（PCT）
1994年8月（9日）	標章登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定
1995年7月（1日）	特許手続上必要な微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
1995年12月（1日）	標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
1996年9月（19日）	工業デザインの国際分類を形成するロカルノ協定
1997年6月（19日）	国際特許分類（IPC）に関するストラスブール協定
1999年4月（23日）	植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 同盟）
2001年12月（11日）	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（トリップス協定）

出所：王玉潔，王勉青，王海峰編『WTO 法律規則与中国知識産権保護』上海財経大学出版社，2000年10月，130ページおよび筆者の聞き取り調査より整理。

門）がある。商標権保護の行政部門には，国家工商行政管理局に所属する商標局と地方工商行政管理局がある。そして，著作権保護に当たる行政部門には，新聞出版署に所属する国家版權局と地方版權局がある。一方，人民法院では，中央の最高人民法院，省・自治区・直轄市レベルの高級人民法院，市・経済特区レベルの中級人民法院，および都市の区域基層人民法院に分類されている。ここでは，特許権保護を担う行政部門，および知識産権法廷（知的財産権審判廷）が設置されている人民法院を中心に紹介する。

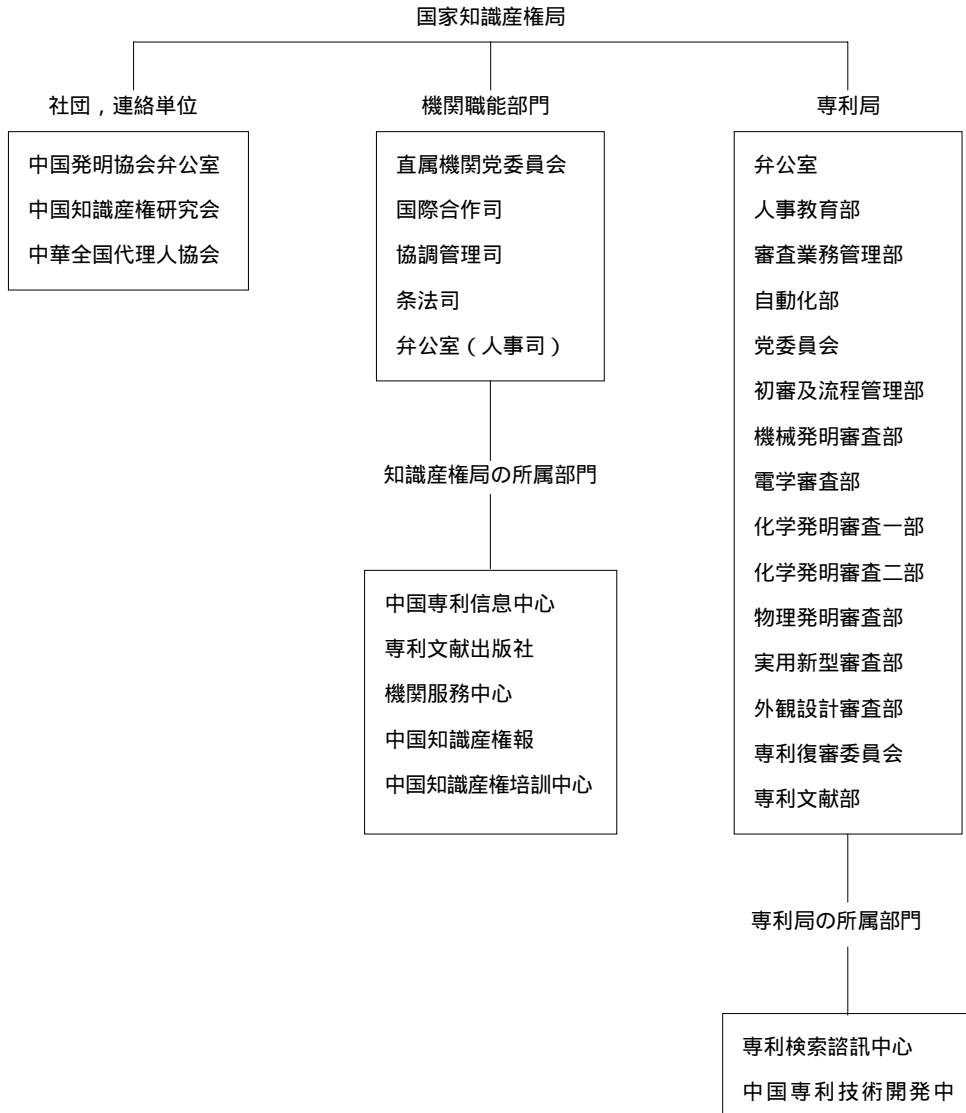
（1）特許権保護の行政部門

特許権保護を担う行政部門は，前述のように國務院專利行政部門に所属する国家知識産権局（元專利局）と地方の專利工作管理部門から構成されている。

国家知識産権局の職責は，特許出願の審査，特許法改正案の制定および特許検索サービスなどの他に，地方における專利工作管理部門の特許侵害紛争の処理を指導且つ協力することである。国家知識産権局の組織図は図1の通りである。

地方の專利工作管理部門は全国に64あり，その内55が特許紛争の調停権を持っている。專利工作管理部門は侵害者に対し，侵害行為の停止と損害賠償を命じることができる。專利工作管理部門の処分不服の場合には，当事者は15日以内に人民法院へ提訴することができる。当事者が決定を履行しない場合，專利工作管理部門は人民法院に強制執行を申し立てることができる。

図 1 国家知識産権局の組織図



出所：筆者の聞き取り調査より作成。

（2）知識産権法廷のある人民法院

人民法院の裁判は二審制であり，特許紛争に関する一審は，管轄権のある中級人民法院に提訴し，二審が各省・自治区・直轄市の高級人民法院に上訴することになる。重大案件の場合，高級人民法院に一審を提訴することもできる。とりわけ，知的財産権の案件は複雑性を持つため，紛争の多い地区において，全国 38 カ所の人民法院に知識産権法廷が設置されている。そ

それぞれの地区で発生する特許権紛争を含む知的財産権の案件を集中的に審理している。

一方、知識産権法廷が設けられていない人民法院では、経済法廷が工業所有権の案件を審理し、民事法廷が著作権案件を審理することになっている。

（3）知的財産権の紛争処理状況

知的財産権の法律体系の確立に伴い、多くの侵害紛糾案件が行政部門および人民法院により処理されてきている。その状況は以下の通りである。

1980～1993年の間には、全国の人民法院は3505件の知的財産権の紛糾案件を受理した。その内、著作権紛糾案件は1168件、特許権紛糾案件は1783件、商標権紛糾案件は554件であった。1990年代には、全国の裁判所は合計36000件あまりの知的財産権の紛糾案件について判決した。

1985～1996年の間には、各級の特許管理機関は3877件の特許紛争案件を受理し、212件の偽造特許を摘発して処理した。工商行政管理局商標局は2000年に38240件の商標違法案件に関して調査と処理を行った。2000年に、全国の版權行政機関は2457件の紛糾案件を受理し、その内の2433件を処理した。さらに、3260万あまりの海賊版の出版物を押収した。また、全国の税関では2000年に295件の輸出入に関わる知的財産権の侵害案件が発覚した⁷⁾。

以上のように、知的財産権状況を改善するために、知的財産権の保護体系が構築され、司法審判と行政の取り締まりが強化されている。

3. 教育と研究活動

教育の展開状況

知的財産権充実のための人材育成は、十数年の教育実践を経て主に大学の正規教育と在職教育の二つの形で行われている。

まず、大学での正規教育については、多くの大学は知的財産権に関わる科目を設けている。さらに、知的財産権に関する教育部門を設置した大学もある。例えば、北京大学は知的財産権学院を設置した（1993年開学、1999年在籍100余名）。また、中国人民大学などの大学は知的財産権学部あるいは研究センターを設けた。これらの大学は既に法学以外の学士号を持ち、法学士という知的財産権に関する2番目の学士号（いわゆる「第二学士学位」）の取得を希望する学部生、大学院生を募集し、知的財産権に関する実務関係のレベルの高い人材、高度専門職を目指す人材および研究者を育成している。

次に、在職専門教育に関しては、既に就職しており、特に関係のある仕事に従事している者

7) 「我国専利授權總量已逾6万件」『人民日報 海外版』2001年5月21日。

に対し、知的財産権の教育を行っている。1996年に中国知識産権培训中心(中国知的財産権教育センター)が設置された⁸⁾。これは知的財産権の人材を育成する国家レベル教育の中心部門である。また、各省・市の主管部門による地方レベルの教育も行われている。在職専門教育を通して、今までは数万人の特許行政業務、代理、法務などの専門家を育てた。このような教育方式は知的財産権に関わる仕事に従事する人員の素質を高める有効な教育方法であると思われる。

研究活動

研究活動の主なものとしては、国家教育委員会のもとにおかれた中国大学知的財産権研究会(1985年設置)、北京大学法治研究センター(1999年開設、マイクロソフト社支援)などがあり、活発な研究活動が行われている。

1985年に中国大学知的財産権研究会が設立され、1987年に中国人民大学の知的財産権研究センターが「第二学士学位」の学生を募集して以来、知的財産権に関する教育と研究活動は社会経済の発展に伴って活発に行われてきている。さらに、北京大学が代表する知的財産権学院および法治研究センターの設立は、中国における知的財産権の教育と研究が新たな段階に前進したことを示した。また、その他の多くの大学でも、知的財産権並びに関係科目を設けている。このような教育と研究の仕組みは、大学正規教育と在職専門教育といった2つの教育方法に加えて、知的財産権に関するレベルの高い人材を育成していると考えられる。

まとめ：

以上、中国における知的財産権制度の概況を見てきた。総じて言えば、中国はおよそ20年の法制度の整備を通して、知的財産権に関する法律体系を一応確立したと言える。また、行政管理体制の整備によって、知的財産権の保護と管理水準が高められたと考えられる。さらに、知的財産権制度のための人材育成教育および研究活動も展開されてきている。中国の知的財産権制度におけるシステム化が進展していることは、言うまでもないであろう。このような知的財産権制度は科学技術の進歩にとって、極めて重要である。しかし、経済が国際化しつつある現状においては、知的財産権制度および関係法令の整備がさらに要求されると共に、その実効性が問われている。次に、このような背景下で行われた特許法第2次改正の状況を見てみよう。

8) 国家知識産権局の所属部門の一つである。

・特許法の第 2 次改正

中国の特許法は、1985 年 4 月 1 日から実施されて以来、2 次の改正を経た。「中華人民共和国特許法改正案」は 2000 年 8 月 25 日に全国人民代表大会常務委員会の第 17 次会议を通過し、改正された特許法は 2001 年 7 月 1 日より実施されることになった。

1. 第 2 次改正の背景

特許法の第 2 次改正は政府の特許制度重視を反映している。その背景に関しては、国際と国内の両方から伺うことができる。

国際的背景

1980 年代に入ってから、科学技術は経済成長の主要な要因として、その役割がさらに顕著となった。多くの技術で優位に立った先進国は特許を含めた知的財産権を市場競争の手段としてしている。このため、先進国間、あるいは先進国と途上国との間には、知的財産権に関する交渉が行われてきた。WTO の前身である GATT の交渉において、最終的に TRIPS 協定が結成された。この協定は現在までの最も重要な知的財産権協定であり、知的財産権保護に関するすべての領域に関わる。とりわけ、紛争の解決メカニズムを知的財産権分野に導入したため、保護のレベルが高められた。したがって、経済のグローバル化の中で、中国は WTO に加盟するために 1992 年に改正された特許法をさらに TRIPS 協定と一致させる必要があった。

国内の背景

国内状況については、1992 年以降は社会主義市場経済への改革によって、特許制度にも大きなインパクトを与えた。特に、知識を基礎にしている経済活動の中では、特許などの知的財産権制度によって国有企業改革を中心とする経済体制改革を促進するため、市場経済の発展にさらに適切な特許法が必要とされるようになった。また、対外開放の拡大、とりわけ WTO 加盟の動きに伴い、今後一層激しくなる国内外の市場競争に対応するため、科学と技術の進歩の重要性が以前より重要視されるようになった。したがって、国内企業の技術進歩に関する積極性を喚起し、企業の特許保護能力を高めるために、特許権の保護と管理を強化する必要があった。

以上のように、国内外の様々な要因により特許法の改正が迫られていたのである。

2. 改正の内容⁹⁾

今回の改正では、中国政府内の各部門機関からの意見を参考にしたと言われているが、ここで、その主な改正内容を簡潔にまとめることにする。

特許法が科学技術の進歩およびイノベーションに貢献し、改革を促進する役割を明確にした¹⁰⁾。

第2次改正は第1条の立法目的において、以前の「科学技術の発展を促進する」を「科学技術の進歩とイノベーションを促進する」に変更した。これは特許と技術革新との関係をさらに深く理解することを要求し、企業の技術進歩の主体的地位を確立、且つ強化すること、さらに特許獲得による技術革新を通じて、自主的知的財産権を有し、競争優勢を保つハイテク企業、事業単位の形成を目標としている。これと関連して、以下の改正が行われた。

第1には、全民所有制組織単位における特許の所有権に関する規定が改正された。

国有企業・事業単位は従来特許の処分に関しては自由裁量を持っていなかったが、今回の改正により、市場経済競争の主体として、特許出願と取得権利において、非国有企業・事業単位と同等な待遇を享受することとなった¹¹⁾。これにより、国有企業は研究開発への投資意欲を高め、より公平な市場競争に参加できることとなる。

第2には、技術革新の積極性を動員するため、職務発明の判定を一層合理化した。

旧法(第6条)では、職務発明を判定する2つの標準を規定していた。それは、所属組織単位の任務を遂行した発明、主としてその組織単位の物質的条件を利用して完成した職務上の発明、である。しかし、現実には、技術開発には複数の研究開発者が従事しているケースが多い。この場合、全ての特許となりうる発明を「職務発明」にすれば、発明に大きな力を尽くしてきた発明者へのインセンティブが無力になり、企業の更なる技術進歩にも不利な影響をもたらすことがある¹²⁾。逆にそれを「非職務発明」にすれば、複数の研究開発者への報酬配分をめぐる紛争になり易い。今日の科学技術計画プロジェクトの管理体制改革、特に課題プロジェクト制度の実施の必要に対応するため、改正法の第6条に契約優先原則を導入した。

改正法では、研究開発者の法的権益を保護すると同時に、研究所や企業などの法的権益を維持することにも配慮した。即ち、所属組織単位の物理的条件を利用して完成させた発明につい

9) 特許法内容の引用について、旧法の出典は全て『中華人民共和国専利法』中国法制出版社の1997年版に基づくが、改正法の出典は主に『中華人民共和国専利法』中国法制出版社の2000年版に準じる。なお、日本語の翻訳に関しては、三協国際特許事務所編『WTO加盟に向けた改正中国特許法』(経済産業調査会、2001年)を参考にした。

10) 改正のポイントについては、『専利法第二次修改導讀』(2000年)を参照。

11) 徐玉麟編『中華人民共和国専利法釈義』中国法制出版社、2000年12月、29ページ。

12) 国家知識産権局条法司編『専利法第二次修改導讀』知識産権出版社、2000年9月、32~33ページ。

て、その組織単位と発明者との契約がある場合に、発明者がその契約に基づいて組織単位に資金の返還、あるいは使用費の交付を行った場合は、職務発明と取り扱わなくても良いこととされた。

このような改正は研究開発者にとって、経費の調達がより便利となり、市場ニーズに沿った技術開発ができ、さらに組織単位における設備などの物質技術条件の利用率を向上させることができる¹³⁾。要するに、発明者の権利が拡大されたと言える。

第3には、職務発明者に対する奨励と報酬を明確にした。

旧法の第16条では、特許が実施された後、組織単位は職務発明者に報奨を与えなければならないと規定したが、改正法の第16条では、発明の特許が実施された後、応用する範囲および取得した経済的利益に基づき、発明者に合理的な報酬を与えなければならないと改正した¹⁴⁾。このように、職務発明者の発明創造への積極性を高めるために、発明者の個人的利益が組織単位の利益と密接に関係するようにされたのである。また、奨励に関して、改正された実施細則（第74条）では、「特許権を付与された国有企業事業単位は特許権公告の日より起算して3カ月以内に、発明者又は考案者に報奨金を支給しなければならない。一つの発明特許の奨金は2000元以上であり、一つの実用新案特許又は意匠特許の奨金は500元以上である」と規定した。ただし中国における外資企業に強制力を持つものとはされず（第77条）、これらの規定は従来あまり注目されていなかった。しかし今後の外資系企業の技術開発問題を考える場合、すでにいくつかの例が見られる中国での開発合弁会社の運営に当たっては、その影響を無視しえず重要な意味を持つことになると思われる。金額は単に従来の10倍になったにすぎないが、発明奨金は平均技術者のほぼ一ヶ月の月収に相当し、中国において特許の重要性が増したこととあいまって注目すべきと考えられる。

以上のいくつかの改正は、WTO加盟をめぐって、企業の競争力を高めるため、技術進歩を加速する狙いがあると思われる。

特許保護を強化し、法執行の司法手段および行政手段を完備した。

特許保護において、大衆の特許に関する法律意識を高め、法律を遵守する自律性を求めると共に、特許紛争を解決する法律の執行を強化することが必要となる。 - 2 のように特許法の施行には、司法手段と行政手段があり、特に行政手段は中国の国情に応じた紛争解決ルートと言える。上述の両手段を強化し、特許権の侵害行為、他人の特許を詐称表示する行為、特許を虚偽表示する行為に対して厳格に懲罰することが、既に中国の経済発展における市場秩序を維

13) 卞耀武編『中華人民共和國專利法釈義』法律出版社、2001年5月、29ページ。

14) 徐玉麟編、前掲書、72ページ。

持するための鍵となっている。今回の特許法改正では、国内外の状況に応じて、司法手段および行政手段を以下のように強化し、特許権保護の水準を向上させている。

第1には、販売の申出(offering for sale)に関する規定の追加(第11条)。

第2には、不法な製品の「合法的使用」を制止することを規定(第63条)。

第3には、訴訟の前に臨時措置を取ることを規定(第61条)。

第4には、損害賠償金額の計算に関する規定を増加(第60条)。

第5には、地方人民政府の特許管理職能の明確化(第3条)。

第6には、法執行の行政的手段の優勢性を発揮するため、特許侵害紛争の処理と行政的手段との関係の明確化(第58, 59条)。

第7には、特許権者の権利濫用を防止することの規定(第57条)。

審査批准と権利行使の手続きを簡略化、整備した。

今回の特許法改正が長年の実践に基づき、手続きの合理化、資源の節約および未処理事件の削減といった視点から審査認可と権利行使の手続きを改革した。

第1には、特許国際出願の法律根拠の明確化(第20条)。

第2には、取消請求の手続きを廃止・修正(第43, 48, 50条)。

第3には、人民法院が実用新案と意匠の再審と無効の最終判定を行うこと。

第4には、特許権の譲渡及び外国への特許出願の手続が簡略化(第10, 20条)。

対外開放を推進し、WTO加盟を迎え、TRIPSにさらに合致させた。

WTO締約国は加盟前に知的財産権の保護について、その関係法律がTRIPS協定と一致するか否かを調査し、WTO加盟までに、知的財産権法をTRIPS協定に合わせる必要がある。中国の特許法は1992年の第1次改正を経て、主要な点については既にTRIPS協定の保護水準に達している。さらに、発明創造に有利な社会的条件を作り上げるために、今回の改正では、以下の内容を新たに付け加えた。

第1には、特許権者の許諾を得ずに、他人が特許製品に対する販売の申出をすることを禁止できるようにした。

第2には、実用新案及び意匠特許の不服審判と無効宣告についても、発明特許と同様に、最終判断権限を専利局の復審委員会から人民法院に移された。

第3には、特許権者は他人の侵害行為を速やかに停止させなければ合法的権益が補償できない損害を受ける恐れのある場合、起訴する前に、侵害行為を停止させる臨時措置を人民法院に申請することができるとの規定が設けられた。

第4には、特許権保護の強化のため、強制実施許諾の条件を厳格にした。

強制実施許諾に関しては、1992年の第1次改正を経て、基本的に TRIPS 協定の規定に一致させた。

実務的で効率の高い特許審査認可部門と特許管理部門を設けた。

今回の改正は、公衆からの多くの意見、例えば、個別の紛争案件の審理時間が長いなどの問題に対して、「実務的で効率の高い特許審査認可部門と特許管理部門の創設」という規定を特許法に盛り込んだ。その具体的内容は以下の通りである。

第1には、出願案件の速やかな処理の明確化（第21, 46条）。

第2には、専利工作管理部門が特許製品に関わる経営活動に参加してはならないことの明確化（第19, 67条）。

以上の主要な改正内容から分かるように、今回の改正は第1次改正に比べて、そのウェイトが国内状況の要求に対応すると同時に WTO 加盟にも配慮して TRIPS 協定に合わせる改正であったと言える。

3. 改正の評価

特許法の社会的目的は、特許権者の正当な権利を守り、他人からの不正侵害行為を制止することである。従って、特許権保護の強化状況が今回の特許法改正を評価する最も重要な側面となる。今回の改正では、特許保護を強化するため、司法及び行政執行の健全化を図り、特許の審理と特許権維持の手続きを簡略化した。ここでは、第2次改正について、以下のように評価してみたい。

法執行の司法手段と行政手段の整備について

改正法では、特許保護において、司法手段および行政手段を強化し、特許権の保護水準を改善した。それを示す改正内容としては以下の通りである。

まず、販売の申出に関する規定を追加した（第11条）ことにより、旧法の不備な点を補った。次に、不法な製品の「合法的使用」を制止すること（第63条）により、旧法における「合法使用」を利用して特許侵害製品を販売できる手落ちを改正した。そして、訴訟前に臨時措置を取ること（第61条）によって、侵害行為を適時に停止させ、損害を最小限に抑えることができるようになった。さらに、地方人民政府の特許管理の職能を明確にし（第3条）、侵害紛争の処理と行政的手段との関係を明確にすること（第57条）により、専利工作管理部門が侵害紛争処理と公平な競争秩序維持をバランスよく処理できるようになり、法執行の行政的手段の優勢が発揮できるようになったので、行政と司法の保護も強化されたと言える。また、特許の偽造の取

締りを著しく強化しており(第58,59条),特許権侵害の賠償金額の計算方法を規定し(第60,61条),特許権取得者の経済利益を確保できるようになった。

以上のような改正を通じて,改正法は司法実践と特許行政業務において,今までの社会主義市場経済への改革過程で生じた様々な問題を解決するために,旧法の欠陥を見直す大きな前進ができたと考えられる。

審査批准と権利行使の手続きの簡略化,整備について

特許権の取得と維持の手続きの簡略化,整備は,特許行政業務をより効率化させるのに欠かせない条件である。特許出願と特許紛争は,法律法規や科学技術に関連するため,合理的かつ整備された制度と手続きがあってこそ当事者の合法的権利が確保され,業務の効率を高めることができる。今回の改正は特許国際出願の法律根拠を明確にし(第20条),取消請求の手続きを廃止した(第41,42,44条)。このような改正は,特許国際出願に関して明確な法律根拠に従うことができ,出願業務全体にとって以前よりその手続き期間が短縮できると予想される。また,取消手続きは實際上,無効手続の内容とほぼ同一で,手続の重複になり,特許審査に無駄な人手を使うことになる。取消請求の手続きの廃止は審査部門の作業負担を軽減することができ,専利工作管理部門の業務の流れを加速できると見られる。

一方,改正法では,実用新案と意匠の再審および無効判定が人民法院により最終的に行われるようになったので,司法のチェック機能がより大きく発揮できるし,専利工作管理部門の業務水準が一層要求されることになると見られる。さらに,特許権の譲渡及び外国への特許出願の手続きが簡略化されたこと(第10条)により,国外への特許出願に利便性を与え,特許保護の有効性を高めた。

以上のような改正は,特許業務の効率化を通じて,特許保護の強化と制度の健全な発展を促すことになると言えよう。

TRIPS 協定加入の準備について

中国はWTO加盟により,WTOにおけるTRIPS協定にも加入することになる。TRIPS協定加入への準備として,特許法の関係する内容の改正も行った。

第1には,TRIPS協定第28条と一致させるため,改正法は特許権の保護範囲を「販売の申出」を含むように拡大した(第11条)。即ち,特許製品または特許方法により直接得られた製品の販売の申出は,改正法の下では特許権の侵害を構成する。

第2には,TRIPS協定第32条に合わせるため,特許権付与の可否決定に関する専利局の専利復審委員会の審判は,これまでは,それが発明についての特許権または特許出願である場合にのみ可能であったが,これが実用新案,意匠を含むすべての特許権または特許出願について

も認められるようになった（第 41, 46 条）。

第 3 には、TRIPS 協定第 42 条と一致させるため、臨時措置等の仮処分は、旧法によって不可能であったが、改正法では、訴訟前に、侵害行為の一時的差し止め命令と証拠保全を人民法院に申し立てることができるようになった（第 61 条）。

以上のような改正によって WTO 加盟のための特許法に関する調整も基本的には完了したと思われる。このように、中国の特許保護は法律上国際的な水準に到達した。これは今後の製造業における外国企業の参入に大きな影響を及ぼすであろう。

まとめ：

今回の特許法改正内容から見ると、「経済改革」と「対外開放」政策が進められる中で生じた新しい問題に対応し、技術進歩や経済建設において特許制度の積極的な役割を生かすためには同法の改正が必要となったと考えられる。様々な改正により、同法の特許保護における効力が高められ、WTO 加盟のための特許法調整も一応終了した。

しかし、今日先進国の IT 産業に大きな衝撃を与えているビジネスモデル特許については、今後中国の特許制度を、情報化しつつある経済発展にどのように対応させていくのかが重要な課題となる。

．む す び

以上、中国における知的財産権制度の状況および特許法第 2 次改正について見てきた。ここでは、本稿の結びとして、まず知的財産権制度のあり方を総括し、そして特許法第 2 次改正の意義をまとめ、今後の課題を提示することで締め括りたい。

中国の知的財産権制度は、過去 20 年あまりの努力を通じて、システム化された体系が概ね形成されたと言える。知的財産権制度にとってまず第 1 の重要な点は関係する法律制度の整備である。前述のように、中国は既に商標法、特許法、著作権法などの知的財産権法を施行しており、同時に主要な国際組織および条約に加盟している。また、知的財産権の管理および権利行使が知的財産権制度の重要な内容である。国家知識産権局の設置に代表されるように、知的財産権に関わる行政管理体制も一層整備された。行政管理部門の権限強化により、中国独特な知的財産権保護仕組が構築された。それは、司法ルートと行政ルートといった 2 つの法執行方式である。知的財産権制度の歴史が短い中国においては、このような権利行使方法には国情にそれなりの合理的な存在理由があると思われる。さらに、知的財産権制度のための人材育成では、大学での正規教育と在職専門教育という 2 つの形が採用されており、高レベルの教育および研究活動が展開されている。

以上のように、中国において、知的財産権制度は特有な体系的な存在であり、改革開放に伴

って整備されつつある1つのシステムである。

今回の特許法第2次改正は正にこのシステムの整備における重要な動きであろう。第2次改正の意義は次のようにまとめられる。

社会主義市場経済体制の確立、特に国有企業改革の要求に適応させた。

目下、現代企業制度の確立、財産権の明確化、権利と責任の区分、行政と企業の分離などの改革に応じて、計画経済体制時の観念が改正された。例えば、旧法における国有企業の特許権の「持つ」が「所有」に改正された。

特許制度の科学と技術の進歩における役割を強化し、科学技術と経済との結合を促進させることにつとめた。

まず第1には、今回の改正では科学と技術の進歩とイノベーションを促進することを立法の目的として強調している。

第2には、発明者およびその所属部門を奨励するため、改正法第6条では職務発明に関して新たに区分した。

第3には、改正法第16条では、職務発明に関して、特許の授権および実施後の発明者に対する奨励と報酬について規定した。

このような規定は発明者とその所属部門との間の利益関係を調整する役割があり、外資企業の研究開発活動にも大きなインパクトを与えられる。

法執行における司法手段と行政手段を整備し、特許保護を強化した。

第2次改正では特許保護の問題点に対して、司法と行政の両面での保護を強化した。司法執行において、改正法第61条は特許授権以前、他人が特許を実施しようとしたかあるいは既に実施したことに対し、臨時保全措置を要求することができる」と規定している。行政執行において、特許管理機関の特許権に関する侵害および紛争の処理権利を確定し、また偽装特許の行為に対する処罰を強化した。

特許審査のプログラムを簡略化、且つ整備することである。

特許審査のプログラムの簡略化と整備によって、特許権の取得および維持のプログラムが合理的になり、特許権者の合法的権益の保護がさらに強化された。

TRIPS協定に一層近づいた。

特許法は第1次改正を通じて、基本的にはTRIPS協定の要求に合致したが、なお一定の格差があった。今回の改正によりTRIPS協定とさらに調和させた。

國務院と省クラスの地方特許行政機構の職責を明確にした。

第1回目の改正と比較して、今回の改正は主に国内の要求を反映させている。改正特許法は特許の審査登録及び特許権に対する保護手続を追加し、特許権に関連する利益関係等を調整し

た。しかも行政機関の行為を規範化し、行政に対して順法を強調した。しかし、改正後の特許法は万全なものとは言えない。例えば、集積回路の回路配置が保護の対象にされていないと指摘されている。このような問題を解決するために、現在は政府が集積回路保護のための法律を起草している。また、WTO加盟によって、TRIPS協定における集積回路に関わる条約が2001年12月11日から中国でも発効したため、特許制度、延いては知的財産権制度がさらに整備されることになった。

中国の知的財産権制度は改革開放の展開、経済発展を促進させる効果を発揮してきた。21世紀に入り、経済のグローバル化は飛躍的に発展し、高度科学技術による情報化は、市場や企業経営および人々の行動の様式を大きく変えつつある。知識を基にした社会活動はその発展により常に新しい創造をもたらしている。今尚途上国である中国にとって、どのようにこのような状況に対応していくのかといった問題は今後の知的財産権制度の整備にも関わる大きな課題であろう。

今回の特許法、商標法などの改正およびWTO加盟を通じて、中国における知的財産権保護が強化された。このような法制度の整備は中国の研究開発のあり方の新展開、特に多くの外資の研究開発への参加をもたらすことが予想される。さらに、今回の改正の効果は必ず21世紀における産業発展のための技術進歩に現れてくると思われる。今後は、知的財産権法のさらなる普及に伴い、国民の知的財産権に関する意識を高めることによって、模造品による商標権侵害や海賊版による著作権侵害などの問題が徐々に解消していくと予想される。実効面で多くの課題が残されていることは、筆者の北京における聞き取り調査でも明らかになったが、今回の特許法改正を契機とする知的財産権制度の強化が、中国社会経済の発展、日本企業を含む外資企業の中国での事業展開、および中国企業における外資導入、技術移転、技術革新に大きく貢献することが期待される。

【参考文献】

1. 日本語：

- 安藤哲生『新興工業国と国際技術移転』三嶺書房、1991年
川島光弘「日中技術取引の諸条件に関する研究 - 研究調査報告書 - 」『社会システム研究』第1号、社会システム研究所、1999年3月
岡田全啓『商標登録のやり方がよくわかる本』中経出版、1997年
高倉成男『知的財産法制と国際政策』有斐閣、2001年
三協国際特許事務所編『WTO加盟に向けた改正中国特許法』経済産業調査会、2001
神 隆行『技術革新と特許の経済理論』多賀出版株式会社、1984年
石黒一憲『国際知的財産権 サイバースペース vs. リアル・ワールド』NTT出版株式会社、1998年
中島 敏「中国における不正競争行為の規制」『日中経協ジャーナル』2001年2月号
「WTO加盟と中国知的財産権法」『日中経協ジャーナル』2001年6月号

朝日奈宗太『外国特許制度概説(第七版)』東洋法規出版株式会社, 1998年
内藤 昭編『中国の国際経済戦略』同文館出版株式会社, 平成4年
日本国際貿易促進協会中国特許協会, 日本国際貿易促進協会中国特許・ライセンス協議会編『中国知的財産権 判例100選: 権利の保護と紛争処理の現状』日本国際貿易促進協会, 1997年

2. 中国語:

王玉潔, 王勉青, 王海峰編『WTO 法律規則与中国知識産権保護』上海財經大学出版社, 2000年
国家知識産権局条法司編『專利法實施細則第二次修改導讀』知識産権出版社, 2001年
国家知識産権局条法司編『專利法第二次修改導讀』知識産権出版社, 2000年
徐玉麟編『中華人民共和國專利法積義』中国法制出版社, 2000年
張乃根『國際貿易的知識産権法』復旦大学出版社, 1999年
陸飛編『知識經濟与知識産権法』復旦大学出版社, 2000年
陳美章「技術創新与知識産権」『知識産権』1999年6月号
鄭成思, 韓秀成編『知己知彼 打贏知識産権之戰 中国“入世”知識産権縱橫談』知識産権出版社, 2000年
卞耀武編『中華人民共和國專利法積義』法律出版社, 2001年

3. 英語

OECD, *Intellectual Property, Technology Transfer and Genetic Resources: An OECD Survey of Current Practices And Policies*, OECD, 1996.
Ove Granstrand, *The Economics and Management of Intellectual Property: Towards Intellectual Capitalism*, USA: Edward Elgar Publishing, Inc., 1999.